

○ 看護サービスマネージャー設置要項

(令和2年3月30日幹部会議)

(設置の趣旨)

第1条 茨城県立医療大学附属病院における看護サービス及び関連サービスの質的向上並びに業務運営の管理に関する指導, 支援のため, 病院長は必要に応じて看護サービスマネージャーを設置することができる。

(職務)

第2条 看護サービスマネージャーは, 次の職務を行う。

- (1) 看護サービスに関する指導, 支援
 - ア 看護相談, 患者相談
 - イ 看護職員教育
- (2) 総合相談・地域医療連携に関する指導, 支援
 - ア 総合相談
 - イ 地域医療連携
- (3) その他の看護サービスの指導, 支援

(推薦)

第3条 看護サービスマネージャーは看護部長が選任し, 病院長へ推薦する。

(指名)

第4条 前条の規定により, 看護部長からの推薦を受けた病院長が適当と認めるときは, これを承認し, 看護サービスマネージャーを指名する。

(任期)

第5条 看護サービスマネージャーの任期は1年とする。ただし, 再任を妨げない。

付則

この要項は, 令和2年4月1日から施行する。